銀行等の記載欄

（外国為替及び外国貿易法第25条第１項又は第５項の規定により許可を受けた許可証については、記載する必要はない。）

送金（又は受領）年月日	金　　額	銀行等確認印

別紙様式第３の２（第１条関係）

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経済産業省

特定記録媒体等輸出等許可申請書

経済産業大臣　殿

申請者記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請年月日	
※許可年月日	
※許可番号	
※有効期限	

下記のとおり申請します。

輸出等の概要

⑴取引の相手方の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵取引の相手方の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑶特定記録媒体の仕向地又は技術情報が受信される外国＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑷技術の内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑸特定記録媒体等の種類又は国外技術送信の手段＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※上記申請は、外国為替令第17条第２項の規定により／外国為替及び外国貿易法第67条第１項及び外国為替令第17条第２項の規定により　許可する。／しない。／下記の条件を付して許可する。

条件

経済産業大臣の記名押印

資格＿＿＿＿＿＿＿＿

記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏面）

注意

1　※印のある欄は記入しないこと。

2　「取引の相手方」についての欄は、取引の相手方が確定していない場合は予定されている相手方を、具体的に予定されていない場合「未定」と記入すること。

3　記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。

4　用紙の大きさはＡ列４版とすること。

5　記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

税関の記載欄

税関申告番号	特定記録媒体等の種類	積出港	通関年月日	税関記名押印

告示

○総務省告示第四百四十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十六日

総務大臣　佐藤　勉

一　名称	平成二十一年訓練プログラム実施部隊
二　国外派遣期間	平成二十一年九月二十三日から平成二十二年一月二十二日まで
三　派遣人数（概数）	百三十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国アラスカ州

○総務省告示第四百四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十六日

総務大臣　佐藤　勉

一　名称	平成二十一年訓練プログラム実施部隊
二　国外派遣期間	平成二十一年九月二十三日から平成二十二年一月二十二日まで
三　派遣人数（概数）	八十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国アラスカ州